

# 令和5年8月 部活動の地域連携のあり方検討特別委員会

## 地域移行の概要と本市の部活動の現状について

	目次	ページ
1	部活動地域移行の概要 . . .	P 2～P13
2	本市の部活動の現状 . . .	P14～P21

教育委員会・市民生活部

令和5年8月

# 1 部活動地域移行の概要

## (1) これまでの国の対応の流れ

- 平成30年3月（文部科学省）  
「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
- 令和2年9月（文部科学省）  
「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」
- 令和4年6月（スポーツ庁）  
「運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言」
- 令和4年8月（文化庁）  
「文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言」
- 令和4年12月（スポーツ庁・文化庁）  
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

# 1 部活動地域移行の概要

## (2) 部活動の意義と課題

### 意義

- 生徒のスポーツ・文化芸術等に親しむ機会を確保。  
自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間性の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。  
信頼感・一体感の醸成。

(スポーツ庁「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要」、文化庁「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要」より)

# 1 部活動地域移行の概要

## (2) 部活動の意義と課題

### 課題

- 近年、**持続可能性**という面で厳しさを増しており、**中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行**。
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担**。
- 地域では、スポーツ団体・文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

(スポーツ庁「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要」、文化庁「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要」より)

# 1 部活動地域移行の概要

## (3) 目指す姿（運動部活動・文化部活動）

- 少子化の中でも将来にわたり我が国の子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じるものが本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、地域における文化芸術の発展を主体的に形成、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境・文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。


(スポーツ庁「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要」、文化庁「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要」より)

# 1 部活動地域移行の概要

## (4) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

令和4年12月

### 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



スポーツ庁  
文化庁  
Agency for Cultural Affairs  
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。

○ 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。

○ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の实情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ Iは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は实情に応じて取り組むことが望ましい。

### I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

### III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の实情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

### II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

### IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

6

## 1 部活動地域移行の概要

### (4) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。



# 1 部活動地域移行の概要

(4) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

## I 学校部活動

- 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- 部活動指導員や外部指導者を確保
- 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）



# 1 部活動地域移行の概要

(4) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

## Ⅱ 新たな地域クラブ活動

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- 地域スポーツ文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を含めた協議会などの体制の整備
- 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- 困窮家庭への支援

# 1 部活動地域移行の概要

(4) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

## Ⅲ 環境整備

- **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ①市区町村が運営団体となる体制 ②地域の多様な運営団体が取り組む体制 など**段階的な体制の整備**を進める
- **令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**

## 1 部活動地域移行の概要

(4) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

### IV 大会等の在り方の見直し

- 大会参加資格を地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し
- できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- 全国大会の在り方の見直し  
(開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)

# 1 部活動地域移行の概要

## (4) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

### 学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

#### 学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



#### 学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要  
(学校や地域によっては存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

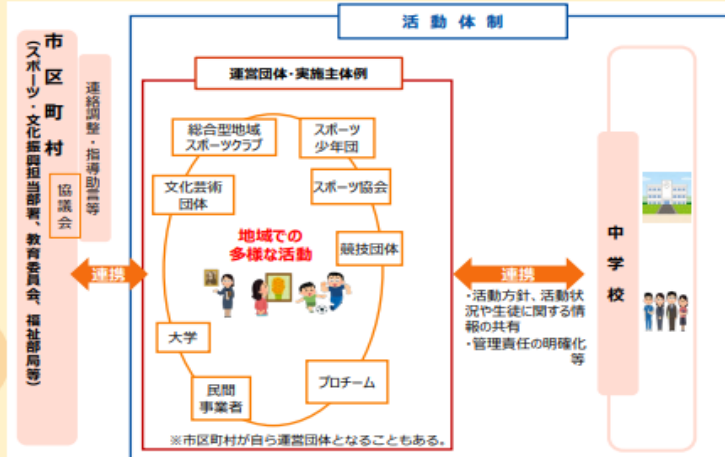
地域の実情に応じ、当面は併存

#### 休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動  
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

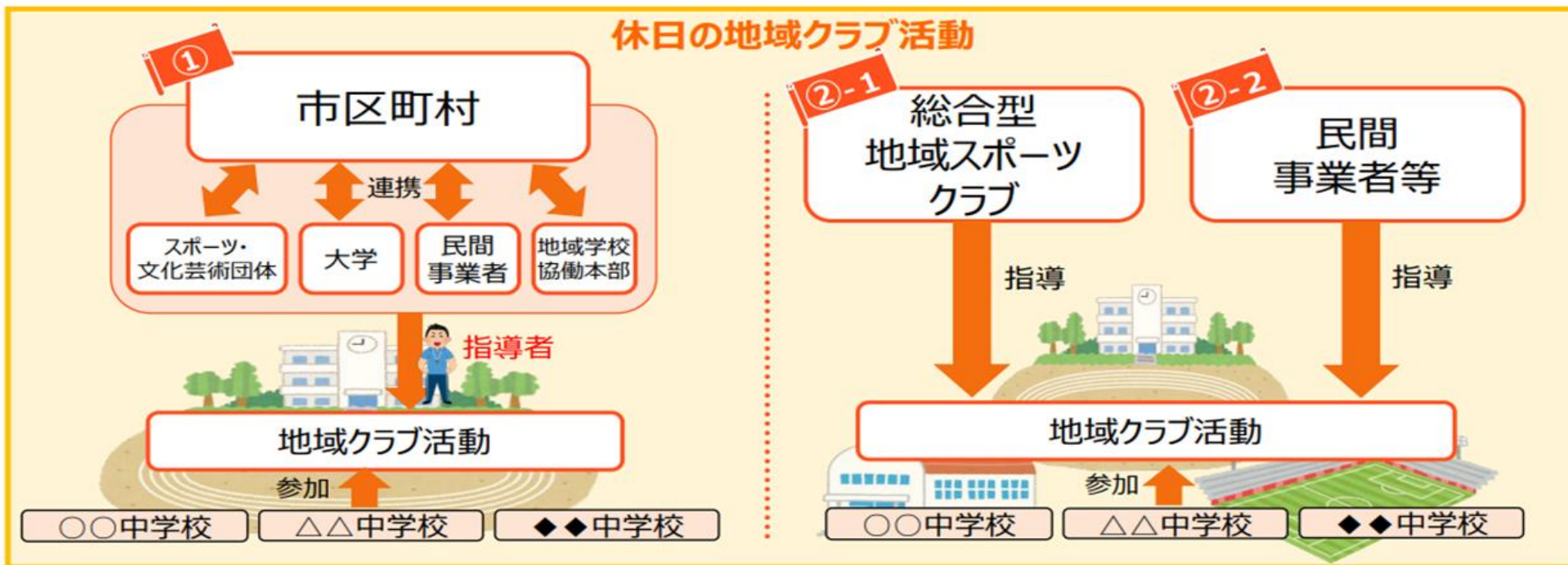
■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



# 1 部活動地域移行の概要

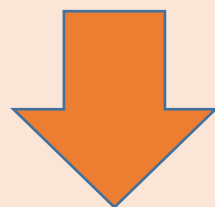
## (4) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」



## 2 本市の部活動の現状

### (1) 本市の生徒数・部活動数・部員数の推移

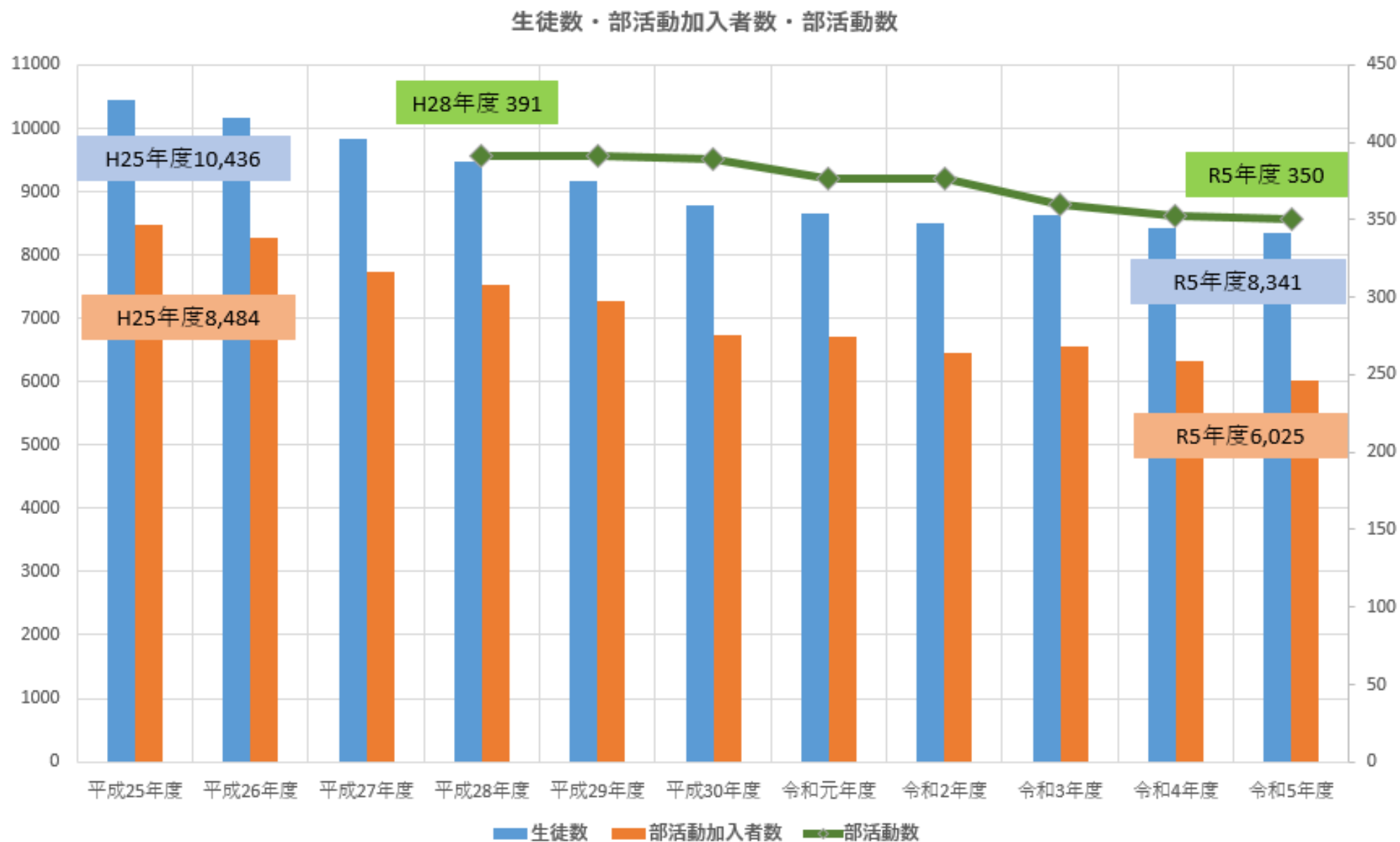
- 現在、長崎市36中学校 約8,300人が在籍
- 18種目の運動部活動 10種目の文化部活動
- 約72%の約6,000人が部活動に加入



- 少子化・学校の小規模化が進展**
- 部員不足や、専門的な指導力を有した教職員の減少**
- これまでのような体制で部活動を継続していくことが困難**
- これらの課題は学校現場だけで解決することが困難**



## 2 本市の部活動の現状





## 2 本市の部活動の現状

### (2) 学校現場の声（アンケート結果から）

- 部員不足で満足な活動ができない、合同を組まないと大会に参加できない。
- 外部指導者の不足と未経験の顧問配置により、専門的な指導を受けられない。
- 進学先の中学校にやりたい部活動がないため、他校（私立も含む）へ進学する生徒がいる。
- 合同チームとして中総体に参加しているが、2校の場所が離れているため活動が困難である。

## 2 本市の部活動の現状

### (3) 休部・廃部、合同チーム、クラブ化について

運動部	種目名	男・女	部活動数	休部・廃部		合同チーム	クラブ化 検討
				R5	R6		
1	陸上競技	合同	21	0	0	0	0
2	軟式野球	合同	19	1	1	3	1
3	卓球	男	10	0	0	0	0
		女	8	0	0	0	0
		合同	10	0	0	0	0
4	バレーボール	男	9	0	0	1	0
		女	22	0	1	0	0
5	バスケットボール	男	25	0	1	0	3
		女	26	4	2	1	2
6	ソフトボール	女	1	0	0	0	0
7	柔道	合同	4	0	0	0	0
8	剣道	合同	16	1	0	0	0
9	体操	合同	1	0	0	0	0
10	新体操	女	1	0	0	0	0

## 2 本市の部活動の現状

運動部	種目名	男・女	部活動数	休部・廃部		合同チーム	クラブ化 検討
				R5	R6		
11	水 泳	合同	15	0	0	0	0
12	ソフトテニス	男	18	0	0	0	0
		女	24	1	0	0	0
		合同	1	0	0	0	0
13	サッカー	合同	25	1	0	2	0
14	バドミントン	男	13	0	0	0	0
		女	21	0	0	0	0
		合同	2	0	0	0	0
15	ハンドボール	男	1	0	0	0	0
		女	2	0	0	0	0
16	ラグビー	合同	3	0	0	1	0
17	空手道	合同	3	0	0	0	0
18	カヌー	合同	1	0	0	0	0
合計			302	8	5	8	6

## 2 本市の部活動の現状

文化部	部 名	男・女	部活動数	休部・廃部		合同チーム	クラブ化 検討
				R5	R6		
1	音 楽	合同	2	0	0	0	0
2	コーラス・合唱	合同	2	0	0	0	0
3	吹奏楽	合同	18	0	0	0	1
4	オーケストラ	合同	1	0	0	0	0
5	技 術	合同	1	0	0	0	0
6	茶 道	合同	2	0	0	0	0
7	パソコン	合同	1	0	0	0	0
8	ハンドベル	合同	1	0	0	0	0
9	美 術	合同	19	0	0	0	0
10	和太鼓	合同	1	0	0	0	0
合計			48	0	0	0	1

## 2 本市の部活動の現状

### (4) 今後、運営主体となりうる団体

- 保護者会
- 各競技団体
- 総合型地域スポーツクラブ
- 民間スポーツ・文化クラブ

## 2 本市の部活動の現状

### (5) 今年度の中総体の現状

#### 中総体に参加している地域クラブ活動等 (長崎市を拠点として活動)

##### <市中総体から参加>

○陸上競技	2クラブ
○水泳	1クラブ
○体操	1クラブ
○新体操	1クラブ

##### <競技団体による県予選会から参加>

○バレーボール	2クラブ
○バドミントン	2クラブ
○ハンドボール	1クラブ
○硬式テニス	2クラブ
○柔道	2クラブ
○空手道	5クラブ

計 19クラブ